

指定管理者選定審査会における候補者の選定理由概要

1		施 設 名		市立こどもの家(安土第1・第2)			
2		施設の概要		(1)所在地		近江八幡市安土町小中783番地1	
				(2)設置目的		市内の小学校に通学する児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童健全育成事業を実施する施設とする。	
				(3)開場・開館日		1月4日から12月28日 (日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日を除く)	
				(4)施設等の概要		構 造 鉄骨造2階建＋木造平屋建 延床面積 241.00㎡ 施設内容 保育室、事務室、湯沸室等	
3	募集方法		公 募				
	募集要項配布期間		令和6年5月13日(月)から6月26日(水)まで				
	現場説明会		令和6年6月7日(金)				
	申請受付日		令和6年6月27日(木)午前9時から令和6年6月28日(金)午後5時まで				
	募集概要	募集内容	指定期間		令和7年4月1日から令和12年3月31日(5年間)		
			管理業務内容		(1) こどもの家の利用に関する業務 (2) こどもの家の施設の維持管理に関する業務 (3) その他こどもの家の管理に関し市長が必要と認める業務		
			管理料参考額		管理業務に要する経費は、利用者が支払う利用料金及び放課後児童健全育成事業のうち放課後児童健全育成事業の補助金により賄う。 指定期間の管理料限度額 (消費税及び地方消費税を含む)		
4		応募状況		合 計 1 者			

5	審査方式		総合点数方式(書類審査及び面接審査)			
	選定審査会委員		(敬称略、順不同) 森 裕之 (大学教授) 岩井 由紀子 (社会保険労務士) 山本 憲宏 (公認会計士・税理士) 岡田 清久 (近江八幡市総務部長) 高尾 一成 (近江八幡市総合政策部長)			
	審査経過		第1回選定審査会【令和6年4月5日】 ・募集要項(案)、業務仕様書(案)について 第2回選定審査会【令和6年7月25日】 ・申請書類及び申請者に対する面接			
	審査の概要および意見	指定管理者の候補者	所在地	埼玉県さいたま市中央区大戸6-11-18		
			団体名	特定非営利活動法人三楽		
		審査結果および選定理由	審査基準		配点	指定候補者(三楽)
			1	利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図れるものであること	60	44.2
			2	管理経費の縮減が図れるものであること	5	3.6
			3	管理を安定して適確に遂行するに足る物的能力及び人的能力を有するものであること	35	27.2
			4	その他 (危機管理体制、個人情報の保護措置、地域との連携)	20	14.8
			合 計 点 数		120	89.8
			【選定理由】 選定審査会において申請団体から提出された事業計画書等について、審査基準に基づく書類審査及び面接等をもとに総合点数方式により審査した結果、設置目的に沿った適切な管理運営が期待できることから上記の団体を指定候補者として選定した。			